

## <用語解説>

頭文字	用語	解説
B	BRT	バス高速輸送システム(Bus Rapid Transit)の略。バス専用車線や連節バスなどを用いた都市輸送システムのこと。
F	FIT 構想	東京圏に近接する福島(F)、茨城(I)、栃木(T)3県の県際地域(FIT地域)では、豊かな地域資源や伝統文化などのポテンシャルを生かしながら、地域住民をはじめ、産・学・民・官が連携・協力して地域づくりに取り組むことにより、地域全体が一体となって新しい時代の交流圏を形成し、さらなる発展を目指すための構想。
I	IC	主として自動者専用道路相互、あるいは、自動者専用道路とを連結路(ランプ)により接続する道路施設。
	ITS	Intelligent-Transport-systemsの略。道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に最先端の情報通信技術等を用いて、人・道路・車両を一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムのこと。
J	J-PARC	大強度陽子加速器を参照。
P	PFI 方式	Private Finance Initiativeの略。公共の建物や道路など公共部門が実施していた社会資本整備を民間事業者にゆだねる手法。
	PI	Public Involvementの略。「市民参画」または「住民参画」と訳される。政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法。
U	UIJターン	出身地である故郷へ戻ること(Uターン)、都市部から全く地縁のない地方へ移転すること(Iターン)、故郷の近くの中規模な都市に戻り定住すること(Jターン)を指す。
あ	アダプトプログラム	「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動等の美化活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。
	アクセス性	ここでは到達のしやすさを示す。
い	市場	都市計画法において「都市施設」として位置づけられており、建築基準法51条の卸売市場に該当する。
	茨城県都市計画マスタープラン	茨城県の県土全体の都市づくりの基本方針を示すもので、都市計画区域マスタープラン並びに市町村都市計画マスタープランを策定する際の指針となるもの。
	茨城港	茨城県北部の重要港湾。2008年12月に旧日立港、常陸那珂港、大洗港の3港を統合する形で発足した。
	入込客数	純入込客数とは、茨城県を訪問した純粋な観光客数(1人が何力所周遊しても1人と数える)を示したものであり、延入込客数とは、2箇所以上周遊した観光客数を延べ数で示したもの。
	インセンティブ	人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激のこと。
え	エアフロント	空港に近接した地域を示す。
	エコツーリズム	地域の環境や生活や文化を破壊せずに自然や文化に触れ、それらを学ぶことを目的に行う旅行や滞在型観光等を指す。

え	エリアマネジメント	一定の地域における地域住民，地権者に身近な安全・安心・美しさ・豊かさその他の地域における居住環境・市街地環境の維持・向上・管理を実現していくための地域住民等による様々な自主的取り組み。
お	温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらの温室効果ガスにより地球の平均気温は約 15℃に保たれているが、仮にこのガスがないと-18℃になってしまう。主な物質としては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン、水蒸気などがある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF6 を削減対象の温室効果ガスと定めている。
か	開発許可制度	都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を計画的な市街化を促進すべき市街化区域と原則として市街化を抑制すべき市街化調整区域に区域区分した目的を担保すること、都市計画区域内の開発行為について公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保すること、この二つの役割を果たす目的で創設された制度のこと。
	可住地面積	居住地に転用可能な既に開発された面積の総計で、以下の式で定義される。可住地面積＝総面積－（林野面積＋主要湖沼面積）
	外国人登録者	外国人登録法により日本に 90 日以上滞在する外国人に義務付けられている「外国人登録制度」の登録者のこと。
	拡散型都市構造	モータリゼーションなどを背景として人々の行動範囲が拡大したことにより、都市の郊外部に低密度な市街地などが広がっていく都市構造のこと。
	霞ヶ浦環境創造ビジョン	霞ヶ浦流域や湖岸地域の持続的な発展のために、霞ヶ浦の豊かな自然環境とバランスを保ち、質の高い霞ヶ浦の周辺環境整備や適切な利用の促進を図るための基本方向を定めたビジョン。
	火葬場	遺体を火葬するための施設。都市計画法において「都市施設」として位置づけられている。
	合併処理浄化槽	主として、公共下水道や農・漁業集落排水施設の整備が困難な地域において、台所やお風呂の生活雑排水を、トイレの排水とあわせて処理する浄化槽のこと。
き	逆線引き	市街化区域から市街化調整区域に編入すること。
	京都議定書	1997 年 12 月京都で開催された COP3※で採択された気候変動枠組条約の議定書で、2005 年 2 月 16 日に発効した。日本は 1998 年 4 月 28 日に署名、2002 年 6 月 4 日に批准。先進締約国に対し、2008～12 年の第一約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本 6%、アメリカ 7%、EU8%など）を約束した。 ※COP 気候変動枠組条約締約国会議(COP) COP は Conference of Parties の略。1995 年 3 月～4 月にベルリンで第 1 回締約国会議 (COP1) を開催。1997 年 12 月に京都で開催された COP3 では、2000 年以降の地球温暖化対策のあり方を規定する議定書が採択された。毎年開催される締約国会議は、人類の未来を左右する会議として世界的に注目されている。
	近自然的	原生自然ではなく、人為が加わっている「自然に近い状態」のこと。
く	区域区分	市街化区域と市街化調整区域の区分。

く	区域指定	「開発行為の許可等の基準」の一つの制度で、市街化調整区域内において指定された区域内であれば、居住要件等を問わず住宅や共同住宅等が建築できる。
	グリーンツーリズム	広義には「都市と農村の交流」のことをいい、狭義には農場で休暇を過ごすことを意味する。
け	景観計画	景観法に基づき、景観計画区域内の建築等に関して形態、色彩、意匠などに関する届出・勧告による規制を行うことを定める計画。住民が提案をすることもできる。
	下水道普及率	全体人口に占める下水道を利用できる人口。
	県債残高	県が発行した公債の残高。
	県際部	県域のうち隣接県との県境に近い地域のこと。
こ	広域都市計画区域	複数の市町村で構成される都市計画区域。
	広域連携軸	本マスタープランでは、県内外との連携を支える広域的な交通ネットワーク（主要な鉄道、高速道路等）をさす。
	公益施設	不特定多数の人々が日常生活をするうえで必要となる公益的な役割を持つ施設のこと。
	耕作放棄地	1年以上作付けされず、今後数年も作付けする考えのない土地。
	高規格幹線道路	全国的な高速自動車交通網を構成する自動車専用道路。
	高規格堤防	堤防の高さの約30倍にわたり盛土を行った幅の広い堤防。
	工業系用途地域（工業系用途）	12種類の用途地域のうち、以下の3種類が該当する。①準工業地域、②工業地域、③工業専用地域
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもののこと。
	高次都市機能	中核都市としての役割や周辺市町村を含めた広域圏を対象とする施設集積による、教育、文化、医療、行政、産業情報等の諸機能。
	交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。鉄道駅や路面電車等の軌道駅やバスターミナルなど。
	交通需要マネジメント	主に自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市や地域レベルでの交通渋滞を緩和する手法。パーク・アンド・ライド等による公共交通機関の利用促進や時差出勤の実施など。TDM（Transportation Demand Management）ともいう。
	高度処理	生活排水の高度処理を参照。
	高度利用	指定された容積率を有効に活用すること。
	交流・二地域居住	都市住民が多様なライフスタイルを実現する手段の一つとして、農山漁村地域等において、中長期的・定期的・反復的に滞在することなどにより、当該地域との一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。
	ごみ処理施設	ごみを処理する施設。廃棄物処理法においては、一般廃棄物処理施設のうち、1日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設等をいう。
コンパクト、コンパクトなまちづくり（コンパクトなまち）	計画的な土地利用規制や中心市街地の活性化等の施策により都市機能の拡散を抑えたまちづくり（まち）。	
さ	最終処分場	リユース（再利用）やリサイクル（再資源化）ができない廃棄物を埋め立て処分する場所。

さ	産業遺産	過去の産業にかかわる施設や製品の総称。ダム・橋などの建造物から製品類、産業用機械、工具、図面類なども含まれる。
	産業クラスター	ブドウの房のような企業・機関のネットワーク。特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態。
	在留外国人	在留資格（在留目的）：教授、芸術、宗教、報道、研究、教育、技術、企業内転勤、興行、短期滞在（観光、商用、文化・学術活動、親族訪問等）、留学、就学、研修、家族滞在、永住者等の在留資格ある外国人。
し	市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づいて定められる「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域では基本的に開発行為は制限されている。
	市街地開発事業	都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業であり、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の7事業が該当する。地方公共団体等が、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ることを目的としている。
	自然環境保全地域	高山性植生の森林、優れた天然林を有する森林、自然環境が優れた状態を維持している河川・湖沼、植物の自生地、野生動物の生息地など。
	市町村都市計画マスタープラン	市町村が都市計画法に基づいて策定する、都市の将来像とその実現方策を体系的・総合的に示す基本的な計画をいう。
	指定管理者制度	委託先が市の出資法人や公共的団体等に限定されていた地方自治体の「公の施設」の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることを可能とする制度。
	社会実験	新たな制度や技術などの施策を導入する際、場所と期間を限定して試行することで、有効性を検証したり問題を把握し、時にはその施策の本格導入を見送るかを判断する材料とする。
	社寺林、屋敷林、平地林、斜面林	鎮守の森の樹林や農家の庭先の樹木、雑木林などの緑。
	斜面林	社寺林、屋敷林、平地林、斜面林を参照。
	住居系用途地域	12種類の用途地域のうち、以下の7種類が該当する。①第一種低層住居専用地域、②第二種低層住居専用地域、③第一種中高層住居専用地域、④第二種中高層住居専用地域、⑤第一種住居地域、⑥第二種住居地域、⑦準住居地域
	住区基幹公園	都市公園のうち街区公園、近隣公園、地区公園をいう。
	集約型都市構造	都市圏内の一定の地域を集約拠点として位置付け、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。
	循環型社会	製品等が廃棄物となることを抑制し、または廃棄物を適正にリサイクルすることによって環境への負荷をできる限り軽減する社会。
	準都市計画区域	都市計画区域外において、土地利用の整序のみを目的とした区域を市町村が指定する制度。

し	食料自給率	消費される食料のうち、どの程度が国内産でまかなわれているかを表す指標。カロリーベースの食料自給率は、国民に供給されている食料の全熱量合計のうち、国産で賄われた熱量の割合を示したもの。
	白地地域	市街化区域と市街化調整区域に区分しない都市計画区域であって、用途地域の定めのない地域。
	新エネルギー	バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギーである。
	新興国	経済などの分野において成長の著しい国家のこと。
す	水源のかん養	降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
	水道普及率	全体人口に占める給水人口（上水道、簡易水道、専用水道の利用人口の合計）の割合。
せ	生活排水の高度処理	生活排水中の窒素やリンといった富栄養化の原因物質等を多量かつ確実に除去できる高度な処理方法。
	生活排水ベストプラン	家庭から出る排水を浄化する施設としては、下水道（所轄：国土交通省）農業集落排水施設・漁業集落排水施設（所轄：農林水産省）、合併処理浄化槽・コミュニティプラント（所轄：環境省）など様々なものがある。生活排水対策を早期に達成するために、それぞれの施設の特徴を踏まえて、効果的に整備をするためのマスタープランのこと。
	線引き・線引き都市（線引き都市計画区域）	市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）がある都市（都市計画区域）をいう。
そ	ソフト施策	施設整備などのハード施策に対して、イベント開催といった運営・組織・システムなどを活用した施策のこと。
た	大規模集客施設	床面積 10,000 m <sup>2</sup> 超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等をいう。都市計画法では「特定大規模建築物」と定義される。
	大強度陽子加速器（J-PARC）	日本原子力研究開発機構と高エネルギー加速器研究機構が共同で東海村に建設を進めている世界最高性能の研究施設で、中性子等を利用した物質の構造解析等が行え、物質科学や生命科学等の様々な分野の研究を飛躍的に発展させることが期待されている。
ち	地区計画	建築物の形態や公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するための計画を定める制度。
	地方公共団体への権限移譲の進展	地方が各地の個性を活かした特色ある地域づくりを実現し、地域の実情に応じた施策が主体的に実行されるようにするために、中央集権化されていた権限を地方へ移譲していく流れのこと。
	中規模都市	本マスタープランでは、政令指定都市や中核市、特例市ではないものの、地域の中心的な役割を持っている人口数万人クラスの都市をさす。
	中山間地域	平野の外縁部から山間地域に至る地域を指し、耕地は傾斜地が多い地域。ほ場区画が小さく不整形であるなど農業生産に不利な地形上の条件を有している。

ち	中心市街地活性化基本計画	まちづくり3法（中心市街地活性化法，改正都市計画法，大規模店舗立地法）を踏まえて，市町村が市街地の整備改善と商業振興を一体的に進めるための基本計画。国はその計画に沿って支援を行う。
	貯留浸透施設	地上に降った雨を一時的に貯留し，地下に浸透させることにより，河川への流出量を低減するとともに，河川の水辺環境や水利用に必要な水量の供給に寄与する施設の総称。
つ	つくばスタイル	つくばエクスプレス沿線地域の魅力である「潤いと楽しさ」，「都市的な快適さ」，「知的な環境」を享受できるライフスタイル。
て	低層住居専用地域	用途地域の一種で，第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域があり，主として，低層住宅にかかる良好な住居の環境を保護する地域。
	低炭素型社会	地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。
と	東京圏	東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県の一都三県の地域。
	道路整備率	改良済みで混雑度1未満の道路延長の総延長に対する比率。
	特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）において，その良好な環境の形成や保全のために，特定の用途の建築物などを制限する地域。
	特別緑地保全地区	都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち，市町村が都市計画に「地域地区」のひとつとしてその区域を定めた緑地。神社，寺院等と一体となって文化的意義を有するもの，風致・景観が優れ，地域住民の生活環境として必要なもの，動植物の生息地または生育地で保全する必要があるものなどが設定される。
	都市経営コスト	都市を維持・管理・運営していく費用。
	都市計画区域	都市計画法に基づき，市又は一定規模以上の町村において，一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として県が指定する区域。
	都市計画区域マスタープラン	市町村界を超える広域的な観点から，都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを定めるもの。
	都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として，土地利用や都市施設の整備など都市計画の内容，その決定手続及び都市計画制限などについて必要な事項を定めた法律。
	都市公園	都市計画法に基づき，国，都道府県，市区町村が設置・管理している公園で，遊園地などは含まれない。
	都市再生整備計画	都市再生特別措置法に基づき都市再生を目的として市町村が策定する計画で，まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載する。
	都市施設	道路，公園等，都市の骨格を形成し，円滑な都市活動を確保し，良好な都市環境を保持するための施設。
	土地区画整理事業	都市計画区域内で公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる，土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。
に	二地域居住	交流・二地域居住を参照。
の	農業集落排水施設	農業集落におけるし尿や生活雑排水等の污水，又は雨水を処理する施設。

は	パーク・アンド・ライド	自宅から自家用車で最寄りの駅やバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム。
	バリアフリー	歩道の段差解消や勾配の解消を図り、高齢者や障害者の日常生活の妨げになる様々な障壁（バリア）を取り除くこと。
	パーゴラ	軒先・庭などに作る格子状の日陰棚。
ひ	非線引き都市（非線引き都市計画区域）	市街化区域と市街化調整区域の区分がない都市（都市計画区域）をいう。
	非線引き白地地域	市街化区域と市街化調整区域の区分がない都市計画区域において、用途地域の定めのない区域をいう。
	日立港区	茨城港を参照。
	常陸那珂港区	茨城港を参照。
ふ	風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一種で、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地等に対して、都市の風致を維持するために定められる。
	ブルーツーリズム	グリーンツーリズムが農村との交流や農村での滞在を指すことに対し、漁村との交流や漁村での滞在を指す。
へ	平地林	社寺林、屋敷林、平地林、斜面林を参照
	ヘッドランド	美しい砂浜を侵食から守るため整備する人工岬。
ほ	防火地域	都市計画法により、都市防災上の観点から建物の構造に制限を定める地域。
	墓園	墳墓を設けるために都道府県知事の許可をうけた区域である「墓地」と一体となった施設の区域。都市計画法において「都市施設」として位置づけられている。
ま	まちづくり会社	まちづくりや地域振興などを目的として設立される公共性が高い会社のこと。
	まちづくり交付金	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため平成16年度に創設された制度。制度の特徴としては市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して交付金を交付する制度であり、従来の補助事業に比べ、市町村の自主性・裁量性が大幅に向上することから、地域の創意工夫を活かした総合的・一体的なまちづくりをすすめることが可能となる。
	まちづくり3法	都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法のこと。
	街なか居住	中心市街地などの都市機能が集積する「街なか」に居住することにより、徒歩圏で日常生活がおくれるライフスタイルのこと。
み	水と緑の骨格軸	本マスタープランでは、八溝山～筑波山～霞ヶ浦という県中央を貫く大規模な山林や湖沼が連続している地帯をさす。2-2(2)を参照。
も	モータリゼーション	自動車の大衆化、即ち「生活必需品としての自動車の普及」という意味。
や	屋敷林	社寺林、屋敷林、平地林、斜面林を参照。
よ	用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。
り	リサイクル施設	リサイクル(再資源化)できる廃棄物から資源を抽出する施設。

り	流域下水道	専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ終末処理場を有するものをいう。
	緑地環境保全地域	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地や歴史的・文化的価値を有する緑地、動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする地区を指定する制度。
	緑住区画整理事業	大都市地域における市街化区域内農地の無秩序な市街化を防止するため、生産緑地と宅地化農地の交換分合を行い、市街化区域内農地の計画的宅地化を図る土地区画整理事業。ここでは農地と宅地の整序を換地方式により行う意味で使用。
れ	歴史的風致維持向上計画	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」が公布され、市町村の策定した「歴史的風致維持向上計画」について、文科・農水・国交の三省は共同で歴史的まちづくりを進める市町村を認定する制度が導入された。これによって、市町村が歴史的風致を形成する建造物を指定し、届出制や勧告制を導入することで歴史的風致を保全する仕組みが整備できた。



---

## 茨城県都市計画マスタープラン

---

発行者 茨城県土木部都市局都市計画課

〒310-8555

水戸市笠原町 978 番 6

T E L 029(301)4592

F A X 029(301)4599

E-mail : [toshikei06@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:toshikei06@pref.ibaraki.lg.jp)

---